

平成30年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明資料(附属資料)

企業庁

目 次

- 1 神奈川県公営企業の設置等に関する条例の新旧対照表 ----- 1

- 2 箱根町と神奈川県との間における公共下水道使用料の徴収事務の
事務委託に関する規約の新旧対照表 ----- 1

1 神奈川県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第50号）新旧対照表

改正		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事業名	経営の目標	事業名	経営の目標
(略)		(略)	
電気事業	1 発電所の名称、所在地及び最大出力 (1)～(8) (略) <u>(9) 早戸川発電所 相模原市緑区鳥屋 72キロワット</u> (10)～(16) (略) 2 供給電力量の基準（年間） <u>7億8,170万5,000キロワットアワー</u> 3 (略)	電気事業	1 発電所の名称、所在地及び最大出力 (1)～(8) (略) (9)～(15) (略) 2 供給電力量の基準（年間） <u>7億8,122万1,000キロワットアワー</u> 3 (略)
(略)		(略)	

2 箱根町と神奈川県との間における公共下水道使用料の徴収事務の事務委託に関する規約新旧対照表

改正	現行
第1条 (略) (管理及び執行の方法) 第2条 委託事務の管理及び執行については、 <u>箱根町公共下水道条例及び箱根町公共下水道条例施行規程(平成29年箱根町企業管理規程第1号)</u> のほか、乙の規程等の定めるところによるものとする。 第3条～第4条 (略) (条例等改正の場合の措置) 第5条 委託事務の管理及び執行について適用される甲の条例及び <u>規程</u> の全部又は一部を変更しようとする場合においては、甲は、あらかじめ乙に通知しなければならない。 第6条～第7条 (略)	第1条 (略) (管理及び執行の方法) 第2条 委託事務の管理及び執行については、 <u>箱根町公共下水道条例及び箱根町公共下水道条例施行規則(昭和60年箱根町規則第12号)</u> のほか、乙の規程等の定めるところによるものとする。 第3条～第4条 (略) (条例等改正の場合の措置) 第5条 委託事務の管理及び執行について適用される甲の条例及び <u>規則</u> の全部又は一部を変更しようとする場合においては、甲は、あらかじめ乙に通知しなければならない。 第6条～第7条 (略)